

大和高田市予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市長が予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）

第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期接種 法第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種をいう。
- (2) 臨時接種 法第 2 条第 5 項に規定する臨時の予防接種をいう。
- (3) 定期接種等 法第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等をいう。
- (4) 医療機関 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。

(対象者)

第 3 条 市長が行う定期接種等の対象者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 定期接種 本市に住所を有する者であつて、法第 5 条第 1 項の規定により、市長が予防接種を実施する義務を負う者
- (2) 臨時接種 法第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定により都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者

2 市長は、前項に規定する定期接種等の対象者のうち次の各号に掲げる者の所在を把握するよう努めなくてはならない。

- (1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 7 条に規定する戸籍簿に登録されていない者
- (2) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 2 条第 1 項に規定する転入届、第 2 3 条に規定する転居届又は第 2 4 条に規定する転出届をしないことにつき正当な理由がある者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 5 4 条第 2 項の規定により仮放免をされた者

(4) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）
第2条第1号から第11号までに規定する者又は少年院法（平成26年法律第58号）
第2条第1号に規定する在院者

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、第38
条に規定する母子生活支援施設、第41条に規定する児童養護施設、第42条に規定
する障害児入所施設、第43条の2に規定する児童心理治療施設又は第44条に規定
する児童自立支援施設に入所している者

（期日又は期間）

第4条 市長が行う定期接種等の期日又は期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各
号に定めるものとする。

(1) 定期接種 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」と
いう。）第5条及び第6条の規定により市長が公告し、周知した期日又は期間

(2) 臨時接種 法第6条第1項から第3項までの規定により都道府県知事又は厚生
労働大臣が指定した期日又は期間

（実施場所）

第5条 市長が行う定期接種等の実施場所は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に
定める場所とする。

(1) 定期接種 医療機関のうち市長が定期接種の実施場所として別に定めるものそ
の他の施行令第5条及び第6条の規定により市長が公告し、周知した場所（市の区域
に所在するものに限る。）

(2) 臨時接種 施行令第5条の規定により市長が公告した場所

（市外接種等）

第6条 市長は、対象者が療養、里帰り出産等やむを得ない事情により、前条第1号に規
定する実施場所で定期接種を受けることが困難であるときは、奈良県の区域内に所在す
る医療機関のうち奈良県知事が定期接種の実施場所として市長に通知したものその他の
施行令第5条及び第6条の規定により市長が公告し、周知した場所において実施する定
期接種（以下「市外接種」という。）を行うことができる。

2 市外接種を受けようとする者（以下「接種申請者」という。）は、市外接種を受ける
前に市外接種について、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

3 接種申請者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、市長に申請しなけれ

ばならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、市外接種が適当と認めるときは、市外接種を承認したことを証する書類を接種申請者に交付することにより、市外接種が適当でないと認めたときは、市外接種を不承認としたことを証する書類を接種申請者に交付することにより通知するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、対象者が定期接種を受けることが困難であるときは、市長は、前条第1号及び第1項に規定する場所以外の場所で定期接種（以下「県外等接種」という。）を行うことができる。

6 前項の規定による県外等接種については、第2項から第4項までの規定を準用する。

7 市長は、定期接種を行うにあたり、簡素かつ効率的な接種体制を構築するために必要と認めるときは、第2条から第4項までの規定（前項の規定により準用する場合を含む。）にかかわらず、市外接種又は県外等接種を行うことができる。

（長期療養等特例接種）

第7条 市長は、施行令第3条第2項に規定する特別の事情があることにより定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものに対して、定期接種（以下「長期療養等特例接種」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する長期療養等特例接種を受けようとする者（以下「長期療養等特例接種申請者」という。）は、長期療養等特例接種を受ける前に長期療養等特例接種について、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

3 長期療養等特例接種申請者は、前項の規定により承認を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長期療養等特例接種が適当と認めるときは、長期療養等特例接種を承認したことを証する書類を長期療養等特例接種申請者に交付することにより、長期療養等特例接種が適当でないと認めたときは、長期療養等特例接種を不承認としたことを証する書類を長期療養等特例接種申請者に交付することにより通知するものとする。

（自己負担金）

第8条 市長は、法第28条の規定により定期接種等を受けた者又はその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。以下「被接種者等」という。）から予防接種に係る実費の一部（以下「自己負担金」という。）を徴収するものとする。

2 前項に規定する市長が自己負担金を徴収する定期接種等の種類及び自己負担金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 定期接種 施行令第5条の規定により市長が公告したもの

(2) 臨時接種

ア 対象となる疾病 法第9条第1項に規定する特定B類疾病

イ 自己負担金の額 市長が別に定める額

(自己負担金の免除)

第9条 市長は、法第28条ただし書の規定により、被接種者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自己負担金を免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援を受ける世帯に属する者

(3) 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の規定により次条第2項の規定による免除の申請を行う年度分(当該年度分の市民税が賦課以前のときにあつては前年度分)の市民税が非課税となった世帯に属する者

2 自己負担金の免除を受けようとする者(以下「免除申請者」という。)は、定期接種等を受ける前に自己負担金の免除について市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、免除することが適当であると認めたときは当該申請に係る自己負担金の免除について承認したことを証する書類を免除申請者に交付することにより、免除することが適当でないと認めたときは当該申請に係る自己負担金の免除について不承認としたことを証する書類を免除申請者に交付することにより、通知するものとする。

(自己負担金の返還)

第10条 市長は、自己負担金を納付した被接種者等が予防接種を受けなかった場合において、予防接種を受けなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、納付した自己負担金を返還することができる。

2 納付した自己負担金の返還を受けようとする者(以下「返還申請者」という。)は、第14条に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、やむを得ない事情がある場合を除き、市長が第4条の規定により公告した定期接種等の期間の末日から3月以内に行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、自己負担金の返還が適当と認めるときは、納付された自己負担金の全額を返還申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより、自己負担金の返還が不適当と認めるときは、自己負担金の返還について不承認としたことを証する書類により返還申請者に通知するものとする。

(助成金の申請)

第11条 市長は、第6条第5項に規定する県外等接種を受けた者に対して、当該県外等接種に要する費用について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県外等接種を受けた日において、第3条第1項第1号に規定する対象者である者

(2) 第6条第6項の規定により準用する同条第3項の規定により県外等接種を承認したことを証する書類を交付された者

(3) 県外等接種に要する費用を医療機関に対して全額支払った者

3 第1項に規定する助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、第14条に定めるところにより、助成金の交付について市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めるときは、助成金の交付を交付申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより、助成金の交付が不適当と認めるときは、当該申請に係る助成金の交付について不承認としたことを証する書類により交付申請者に通知するものとする。

(助成金の額)

第12条 前条に規定する助成金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から、第8条第2項各号に掲げる交付申請者が負担すべき自己負担金の額を控除した額とする。

(1) 交付申請者が市外接種を受けた場合において、市長が医療機関に支払うべき予防接種委託料の額

(2) 交付申請者が県外等接種を受けるために医療機関に支払った額

(助成金の返還)

第13条 市長は、接種申請者、長期療養等特例接種申請者、被接種者等、免除申請者、返還申請者又は交付申請者が偽りその他の不正な手段により定期接種等を受けたとき、第10条の規定による自己負担金の返還を受けたとき又は第11条第1項に規定する助成金の交付を受けたときは、定期接種等に係る費用、返還した自己負担金若しくは交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第14条 この告示において、次の各号に掲げる手続については、市長が別に定める様式により行うものとする。

(1) 第6条第3項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続(同条第6項の規定により準用する場合を含む。)

(2) 第7条第3項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続

(3) 第9条第2項の規定による申請並びに同条第3項の規定による承認及び不承認に係る手続

(4) 第10条第2項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続

(5) 第11条第3項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続

2 前項各号に規定する手続は、書類に代えて、当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)をもって行うことができる。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(大和高田市定期予防接種費用助成要綱及び大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に

関する要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 大和高田市定期予防接種費用助成要綱（平成25年告示第50号）
- (2) 大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱（令和6年告示第38号）